

# 水道料金表

料金は、次の表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

用途	料金 (1か月につき)						
	基本料金		従量料金 (1立方メートルにつき)				
	メーターの口径	料金	メーターの口径	水量	料金		
一般用	13ミリメートル	810円	13 20 ミリ メートル 及び びる	1立方メートルから8立方メートルまで	10円		
	20ミリメートル			8立方メートルを超え20立方メートルまで	137		
				20立方メートルを超え30立方メートルまで	164		
	25ミリメートル	1,540		30立方メートルを超え50立方メートルまで	193		
				50立方メートルを超え100立方メートルまで	251		
	30ミリメートル	2,360		100立方メートルを超え1000立方メートルまで	335		
	40ミリメートル	3,540		1000立方メートルを超えるもの	280		
	50ミリメートル	7,780		25 ミリ メートル 以上	1立方メートルから20立方メートルまで	156	
	75ミリメートル				13,620	20立方メートルを超え30立方メートルまで	164
	100ミリメートル				20,540	30立方メートルを超え50立方メートルまで	193
150ミリメートル	41,100		50立方メートルを超え100立方メートルまで		251		
			100立方メートルを超え1000立方メートルまで		335		
200ミリメートル	65,500	1000立方メートルを超えるもの	280				
浴場用	60㎡まで 4,000	60立方メートルを超え100立方メートルまで	30×使用水量 +2,200				
		100立方メートルを超え200立方メートルまで	40×使用水量 +1,200				
		200立方メートルを超えるもの	45×使用水量 +200				
特別用	1立方メートルにつき				335		

## 水道料金速算式

(1か月につき)

口径 13mm ~ 20mm		口径 25mm 以上	
8㎡まで	10円×使用水量+ 810円	20㎡まで	156円×使用水量+基本料
8㎡をこえ20㎡まで	137円×使用水量- 206円	20㎡をこえ30㎡まで	164円×使用水量- 160円 +基本料
20㎡をこえ30㎡まで	164円×使用水量- 746円	30㎡をこえ50㎡まで	193円×使用水量- 1,030円 +基本料
30㎡をこえ50㎡まで	193円×使用水量- 1,616円	50㎡をこえ100㎡まで	251円×使用水量- 3,930円 +基本料
50㎡をこえ100㎡まで	251円×使用水量- 4,516円	100㎡をこえ1000㎡まで	335円×使用水量- 12,330円 +基本料
100㎡をこえ1000㎡まで	335円×使用水量- 12,916円	1000㎡をこえるもの	280円×使用水量+ 42,670円 +基本料
1000㎡をこえるもの	280円×使用水量+ 42,084円		

上記表にて得た金額に100分の108を乗じて得た額(1円未満切捨て)とします。

下水道を使用されますと、下水道使用料が加算されます。  
 月の途中で水道を開始したり、中止した場合は、基本料金が日割り計算となるためにこの式では計算できません。

### 水道料金の計算例(メーター口径25mm:2か月の使用水量が111㎡の場合)

- 1か月単位で計算するので前半1か月と後半1か月の使用水量を計算します。

$$111\text{㎡} \div 2 = 55.5\text{㎡}$$

使用水量に1㎡未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算するため前半1か月の水量は 55㎡、後半1か月の水量は 56㎡ となります。

- 前半1か月の計算方法

使用水量55㎡  
速算式により

$$(251\text{円} \times 55\text{㎡} - 3,930\text{円} + 1,540\text{円(基本料金)}) \times 108 / 100 = 12,328\text{円}$$

- 後半1か月の計算方法

使用水量56㎡  
速算式により

$$(251\text{円} \times 56\text{㎡} - 3,930\text{円} + 1,540\text{円(基本料金)}) \times 108 / 100 = 12,599\text{円}$$

- 前半・後半料金の合計

$$12,328\text{円} + 12,599\text{円} = 24,927\text{円}$$

【水道料金は24,927円となります。】